

平成30年 No.2

○東京学芸大学保健管理センター規程等の一部を改正する規程の制定について

改正理由

学校保健安全法との用語の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

東京学芸大学保健管理センター規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年 1 月25日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成30年規程第 2 号

東京学芸大学保健管理センター規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学保健管理センター規程（昭和58年規程第11号）
- (2) 東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学危機管理規程（平成17年規程第29号）

東京学芸大学保健管理センター規程の一部改正について

改正理由：学校保健安全法との用語の統一等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (業務) 第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。 (1)～(3) 〔省略〕 (4) 学内の環境衛生及び<u>感染症</u>の予防についての指導助言 (5)～(7) 〔省略〕 〔省略〕 附 則 1～3 〔省略〕 4 <u>学生課</u>は、当分の間、センターの事務を処理する。 〔省略〕 附 則 <u>この規程は、平成30年1月25日から施行する。ただし、附則（昭和58年規程第11号）第4項の改正規定は、平成21年7月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (業務) 第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。 (1)～(3) 〔省略〕 (4) 学内の環境衛生及び<u>伝染病</u>の予防についての指導助言 (5)～(7) 〔省略〕 〔省略〕 附 則 1～3 〔省略〕 4 <u>学生サービス課</u>は、当分の間、センターの事務を処理する。 〔省略〕

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：学校保健安全法との用語の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （事故の報告） 第9条 校長は、児童生徒等の傷害、死亡、<u>感染症</u>又は集団的疾患その他の異例の事故が発生したときは、直ちにその事情を学長に連絡し、速やかに文書をもって報告しなければならない。 〔省略〕 （臨時休業） 第11条の2 学長は、<u>感染症</u>の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成30年1月25日から施行する。</u>	〔省略〕 （事故の報告） 第9条 校長は、児童生徒等の傷害、死亡、<u>伝染病</u>又は集団的疾患その他の異例の事故が発生したときは、直ちにその事情を学長に連絡し、速やかに文書をもって報告しなければならない。 〔省略〕 （臨時休業） 第11条の2 学長は、<u>伝染病</u>予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程の一部改正について

改正理由：学校保健安全法との用語の統一等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 危機管理 災害、事故、犯罪、人権侵害、<u>感染症</u>、業務等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図るため、本学における各種の安全対策並びに被害が生じた場合の応急策、復旧策等をいう。 (2)・(3) 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成30年1月25日から施行する。</u>	〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 危機管理 災害、事故、犯罪、人権侵害、<u>伝染病</u>、業務等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図るため、本学における各種の安全対策並びに被害が生じた場合の応急策、復旧策等をいう。 (2)・(3) 〔省略〕 〔省略〕